

第3章 桂島（桂島貝塚）の確認調査

桂島貝塚は、松島湾内の離島の一つ、桂島のほぼ中央に位置する。縄文時代前期・中期を中心とする貝塚で、塩竈市内で最大級の遺跡である。昭和38・49（1963・1974）年、平成24（2012）年に発掘調査され、北斜面・東斜面・西側（旧浦戸第二小学校敷地内）・南緩斜面の4箇所（第5図）と南緩斜面の遺物包含層1箇所が検出された（宮城歴史教育研究会2006、塩竈市教育委員会2010、後藤勝彦2014、宮城県教育委員会2014）。貝層、遺物包含層が検出されたものの、竪穴住居跡は未検出であり、集落跡全体の様相は未解明である。

北斜面の貝層は、縄文時代中期（大木9式）の土器を多量に包含することが知られ、トレンチによる学術調査が昭和27・46・48・49（1952・1971・1973・1974）年に行われている（佐藤達夫1953、加藤孝1957、宮城歴史教育研究会2006）。

昭和38（1963）年、旧浦戸第二小学校の移転・新築に伴う西側の発掘調査では、キサゴ・アサリを主とした貝層が検出され、層中から大木8b～9式期の縄文土器が多量に出土した（塩竈市教育委員会2010、後藤勝彦2014）。

災害公営住宅建設に伴う南緩斜面の調査では、レイシガイ・スガイ・アサリを主とした貝層が検出され、層中から大木10式後半期ないし門前式・南境式とみられる縄文土器が出土した（宮城県教育委員会2014）。平成27（2015）年6月の文化財パトロールでは、丘陵西端の畑地（標高11～15m）で縄文土器小片を表採した。また、旧浦戸第二小学校東側の一段低い畑地斜面で貝層の現況を把握した。そこで、これまでの発掘調査成果を踏まえ、同年7月に遺跡範囲の拡大変更を行った。



国土地理院地図・空中写真閲覧サービス CTO20061X-C8-20.jpg を使用、編集
2006/10/31 撮影

図版2 上空からみた桂島

1. 集落道整備事業に係る桂島貝塚確認調査

調査要項

遺跡名：市史跡桂島貝塚（県遺跡地名表登録番号11005 遺跡記号WG）
時代：縄文時代前期（上川名Ⅱ式期、大木Ⅰ式期）・中期（大木8b・9・10式期）、平安時代の貝塚
所在地：塩竈市浦戸桂島字台
調査原因：浦戸地区漁業集落防災機能強化事業(集落道整備)〈東日本大震災復興関連事業〉
事業者：塩竈市
調査期間：平成27年8月3～4日（実働2日間）
調査主体：塩竈市教育委員会
調査協力：宮城県教育委員会、東北重機工事株式会社
調査担当：引地弘行、田中秀幸、大本朋弥、千葉直樹
調査対象範囲：約8,400㎡
調査面積：約113㎡
重機：バックホー0.45（延べ2台）
遺構・遺物：なし

（1）確認調査の経緯

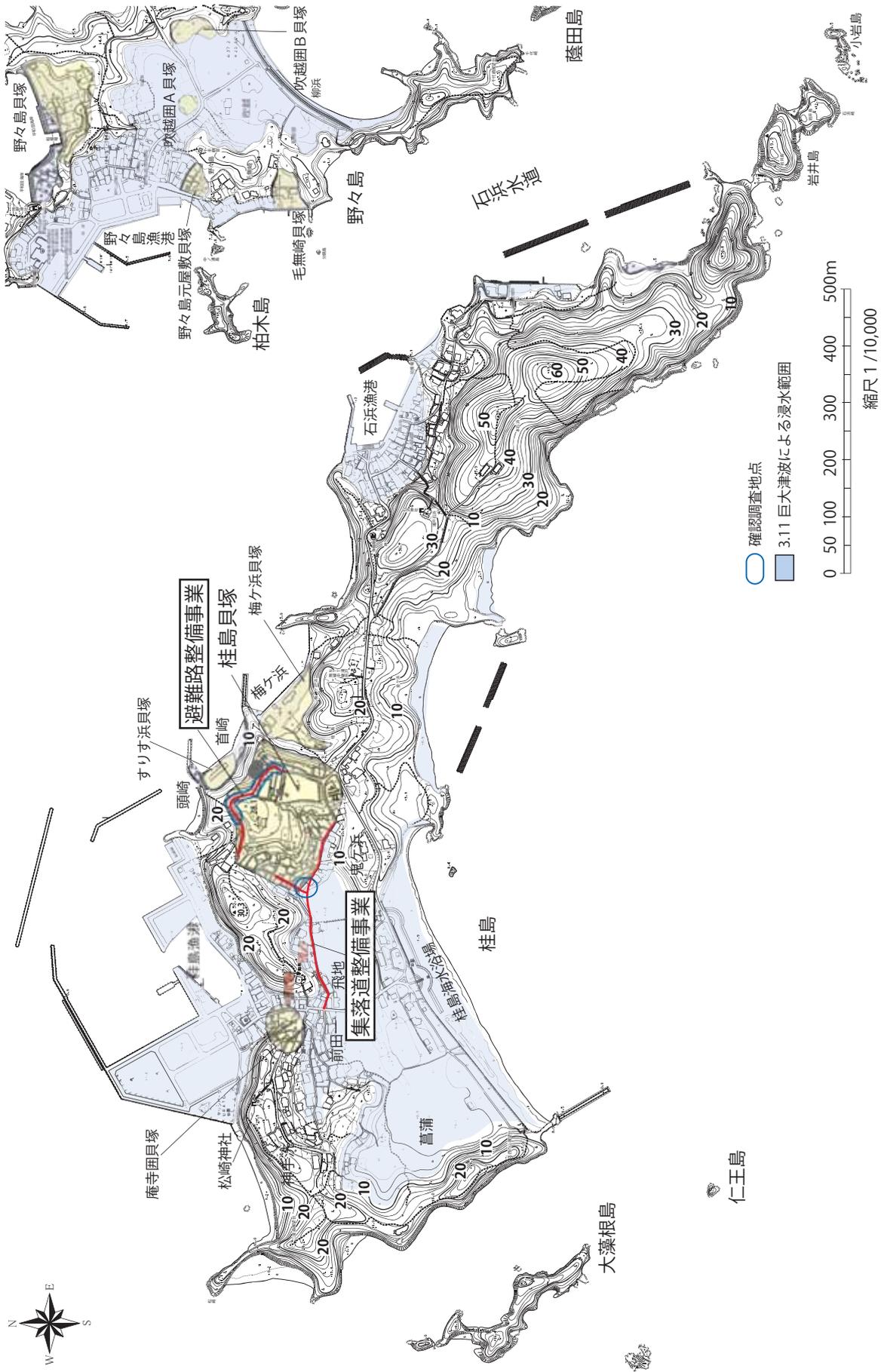
調査原因の「浦戸地区漁業集落防災機能強化事業(集落道整備)」(以下、「集落道整備」と略称)は、塩竈市を事業主体とする東日本大震災後の復興事業の一つである。集落道整備にかかる南西部の低地(標高3～6m)を含む太平洋に南面する一帯は、津波による危険性が高い地域として塩竈市が平成25年3月に災害危険区域に指定した。集落道整備は、桂島貝塚の南縁境界に位置する現道と、北に延びる道路とを再整備するものである(第2図)。前者の一部と後者の道路が桂島貝塚南西側の丘陵斜面から低地の遺跡範囲に含まれることから、事業の実施が遺跡に与える影響を把握するために、宮城県教育庁文化財保護課の協力を得て、確認調査を行った。

（2）確認調査の成果

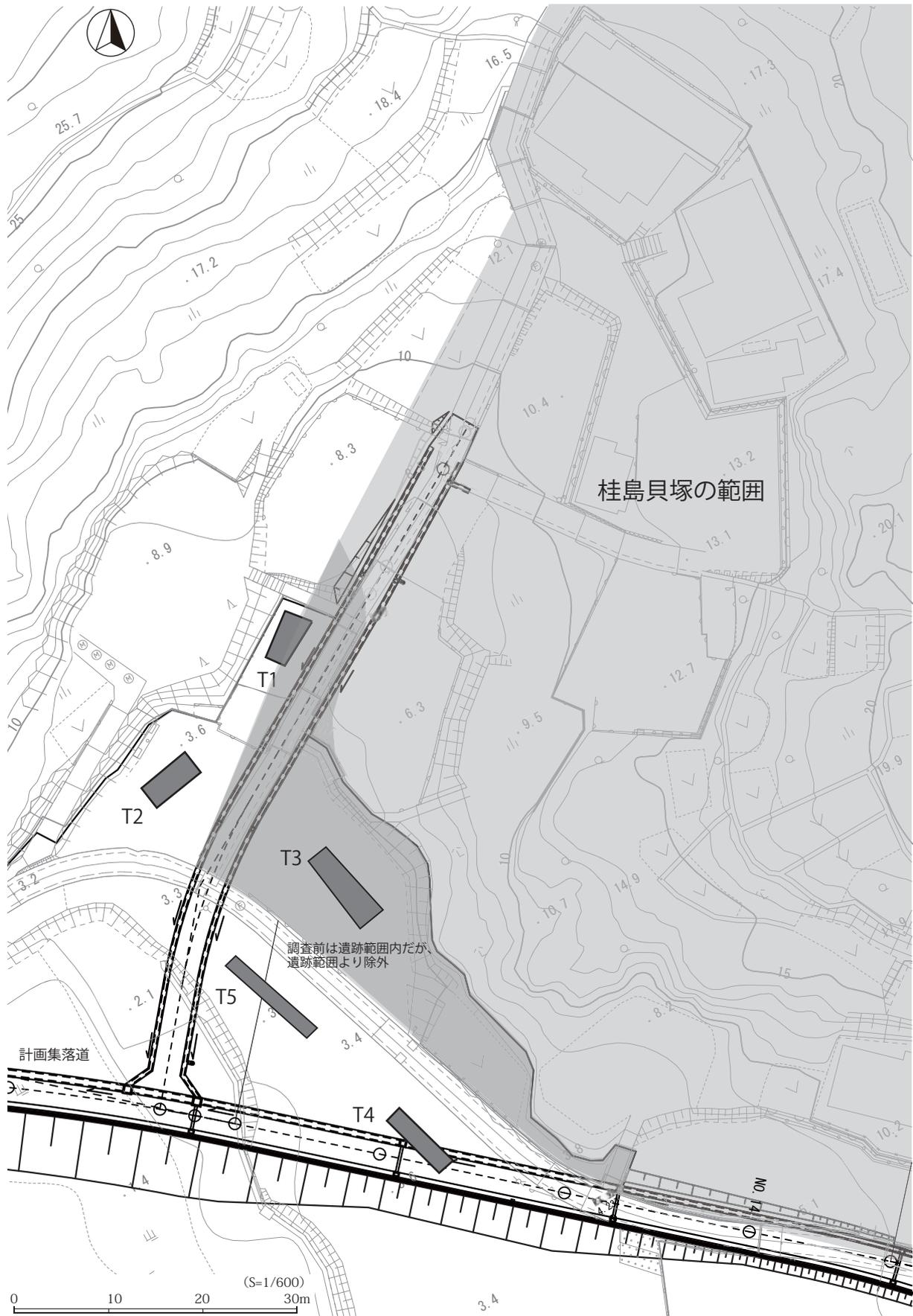
調査対象地内には、生活道路として住民等が使用している水道管が埋設されている舗装路があるため、道路脇の住宅跡地内の5箇所にてトレンチを設定して確認調査を行った(第3図)。掘削には0.45㎡級バックホーを使用し、そのうち人力による精査を実施した。

各トレンチでは、宅地造成による盛土が分厚く堆積し、下層には海成砂層・崩落土・基盤岩風化土が堆積していた(第4図、図版3)。地山は風化岩盤(新第三紀中新世松島湾層群大塚層の軟質凝灰岩)であり、T2・3トレンチで確認した。T5トレンチで確認した海成砂層は気候変動により海水準が上下する中で堆積し、調査対象地には入江状に海水が浸入していたと考えられる。いずれのトレンチからも遺構・遺物・貝層は確認されなかった。

なお、舗装路を撤去する際は塩竈市教育委員会が工事立会を行うこととし、事業者の同意を得た。また、第3図に図示したT1・T3トレンチ周辺は、本遺跡の南西隅にあたるが、過去の宅地造成により岩盤まで大きく削平されていたため、この箇所については本遺跡の範囲から除外することにした。



第2図 桂島における遺跡分布と調査区の位置



第3図 集落道整備事業に係る桂島貝塚の確認調査トレンチ配置図



T 2～5 トレンチ遠景（西から）



T 2 トレンチ全景（北東から）



T 3 トレンチ全景（東から）



T 3 トレンチ北壁断面（南から）



T 4 トレンチ全景（東から）



T 4 トレンチ北壁断面（南から）

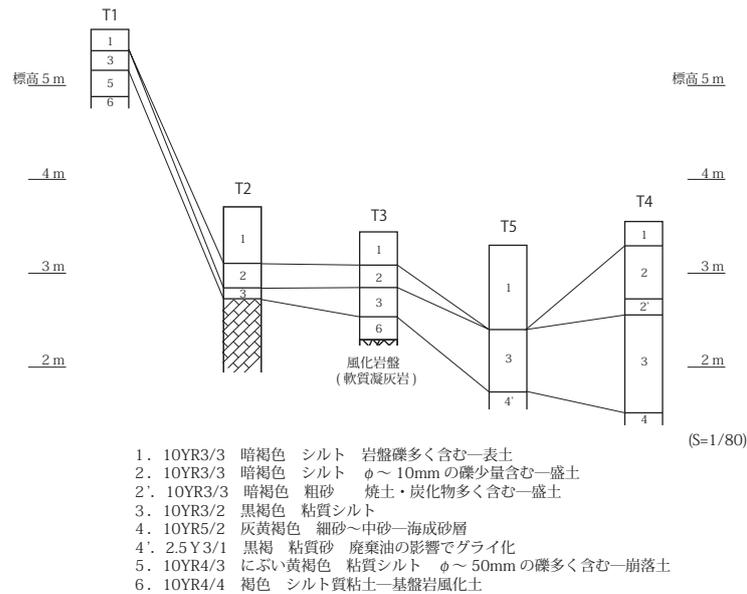


T 5 トレンチ全景（東から）



T 5 トレンチ北壁断面（南から）

図版3 集落道整備事業に係る桂島貝塚確認調査



第4図 集落道整備事業に係る桂島貝塚の確認調査トレンチ柱状図

2. 避難路整備事業に係る桂島貝塚確認調査

調査要項

遺跡名：市史跡桂島貝塚（県遺跡地名登録番号11005 遺跡記号WG）
 時代・種別：縄文時代前期（上川名Ⅱ式期、大木1式期）・中期（大木8b・9・10式期）、平安時代の貝塚
 所在地：塩竈市浦戸桂島字台
 調査原因：桂島地区漁業集落防災機能強化事業(避難路整備)〈東日本大震災復興関連事業〉
 事業者：塩竈市
 調査期間：平成27年8月17日～19日（実働3日間）
 調査主体：塩竈市教育委員会
 調査協力：宮城県教育委員会、東北重機工事株式会社
 調査担当：引地弘行、田中秀幸、大本朋弥、柳澤和明・千葉直樹
 調査対象範囲：約379㎡
 調査面積：約24㎡
 重機：バックホー 0.25（延べ3台）
 遺構・遺物：なし

（1）確認調査の経緯

調査原因の「桂島地区漁業集落防災機能強化事業(避難路整備)」(以下、「避難路整備」と略称)は、塩竈市を事業主体とする東日本大震災後の復興事業の一つである。これは、桂島貝塚の位置する北部丘陵地（標高21～26m）の平坦面から、北側斜面落ち際にかけて巡る未舗装の現道の再整備で、深さ20～30cm掘削した後に簡易舗装するものである（第5図）。現道は丘陵斜面を削平し整地している。

避難路整備事業地は、桂島貝塚の北縁境界に位置し、これまで確認されている貝層分布範囲の近接地である。事業の実施が遺跡に与える影響を把握するために、宮城県教育庁文化財保護課の協力を得て、確認調査を行った。

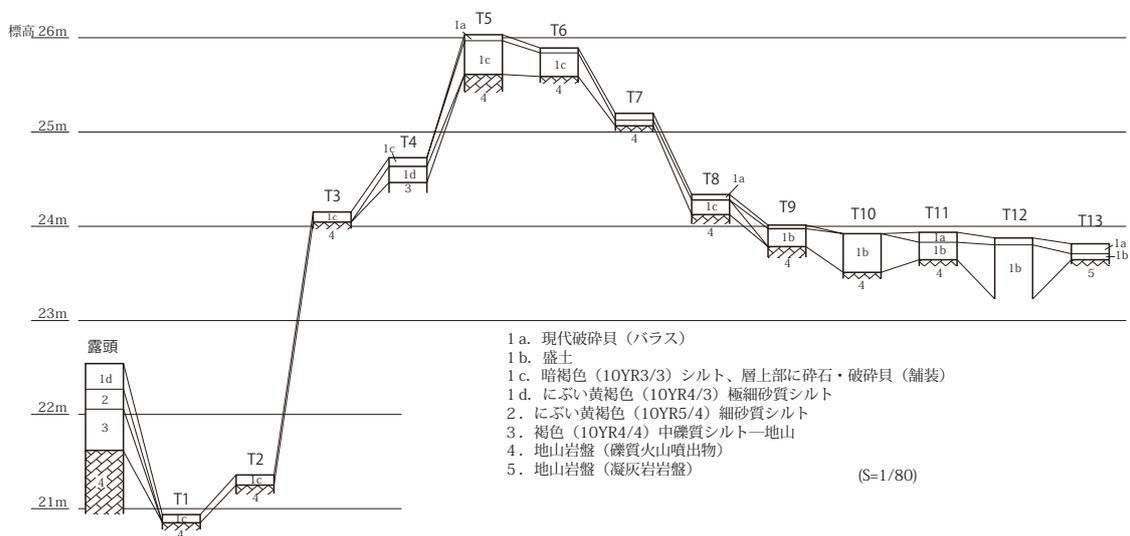
(2) 確認調査の成果

確認調査は、現道に13箇所の特レンチを設定し、遺構・遺物・貝層の有無を確認した（第5・6図、図版4）。掘削には0.25m³級バックホーを使用した。生活道路として地域住民が使用しているため、確認調査完了後直ちに復旧作業を行った。なお、現道脇の露頭についても精査をし、基本層序を確認した。

避難道整備事業の西半箇所位置するT1～3特レンチまでは、丘陵斜面をL状に岩盤（礫質火山噴出物）まで削平して現道が敷設されていた。避難路整備事業の中央箇所位置するT4～8特レンチでは、表土下に崩落土とみられる暗褐色または黄褐色のシルトが確認された。避難道整備事業の南東箇所に位置するT9～12特レンチでは、貝層に近接している箇所であったが、表土下がすぐに地山岩盤（新第三紀中新世松島湾層群大塚層に属する礫質火山噴出物、凝灰岩）であった。さらにT13特レンチより南側部分は軟質凝灰岩岩盤の地山まで削平し、浄化槽等を設置している。現道の上面に破砕貝があるが、その下位よりビニールや瓶等現代の物品の混じる表土があったため、現道上面の破砕貝は現代のものであることが判明した。いずれの特レンチからも遺構・遺物・貝層は確認されなかった。

避難路整備事業地については、現道整備の際にすでに大きく削平されていることから、本来この現道箇所に遺構・遺物が存在したかについては、不明である。

遺跡範囲の変更については、詳細な分布調査等を行った後に検討することを、宮城県教育委員会と確認した。



第6図 避難路整備に係る桂島貝塚の確認調査特レンチ柱状図



露頭とT1トレンチの確認状況（西から）



T2トレンチ全景（南西から）



T3トレンチ全景（東から）



T5トレンチ断面（南から）



T8トレンチ全景（西から）



T9トレンチ断面（南から）



T10トレンチ全景（東から）



T11トレンチ全景（北西から）

図版4 避難路整備事業に係る桂島貝塚確認調査